
吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第1項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面)

(吸収分割)

2024 年2月 26 日

楽天グループ株式会社

2024年2月26日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年2月22日付でみんな就株式会社（以下「みんな就」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、みんな就を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
(会社法第782条第1項)

2024年2月22日付で当社とみんな就が締結した吸収分割契約書は別紙1のとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項
(会社法施行規則第183条第1号)

みんな就は、本件吸収分割に際して、当社に対する株式その他の金銭等の交付を行いませんが、当社がみんな就の発行済株式数の全部を有することから、相当であると判断しております。

また、本件吸収分割によりみんな就の資本金及び準備金の額を増加しないことといたしますが、本件吸収分割後におけるみんな就の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権への対価等の相当性に関する事項
(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度の日に係る計算書類等
(会社法施行規則第183条第4号)

みんな就の成立の日における計算書類等は、別紙2のとおりです。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
(会社法施行規則第183条第5号)

- (1) 当社は、2023年1月20日に、2024年11月満期ドル建無担保社債（2022年11月30日発行）の増額発行として、米ドル建社債450百万米ドルの発行を実施しました。
 - (2) 当社は、2023年2月10日に、無担保社債250,000百万円の発行を実施しました。
 - (3) 当社の連結子会社である楽天銀行株式会社（以下「楽天銀行」といいます。）は、2023年4月21日に、東京証券取引所プライム市場に新規上場しました。株式上場に際し、楽天銀行は、公募による新株の発行を、当社は、楽天が所有する楽天銀行の普通株式の一部売出しを行いました。また、楽天銀行は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行いました。
 - (4) 当社は、2023年5月12日に開催の取締役会において、楽天グループが保有する株式会社西友ホールディングスの全株式をSY Investment L.P.（以下「譲渡先企業」といいます。）を通じて譲渡先企業の親会社であるKKR & Co. Inc.に譲渡することを決議し、同日株式譲渡契約を締結しました。これにより、株式会社西友ホールディングスは楽天グループの持分法適用の範囲から除外しています。
 - (5) 当社は、2023年5月16日に開催の取締役会において、公募（国内における一般募集及び海外市場における募集）及び有限会社三木谷興産、有限会社スピリット、株式会社サイバーエージェント及び東急株式会社への第三者割当による新株発行を決議し、2023年5月31日に全ての払込みが完了しました。
 - (6) 当社は、2023年11月9日に開催の取締役会において、当社の連結子会社である楽天証券ホールディングス株式会社が保有する楽天証券株式会社の普通株式29.01%を株式会社みずほフィナンシャルグループの連結子会社であるみずほ証券株式会社に追加譲渡（以下「本株式譲渡」）することを決議し、同日、株主間契約及び株式譲渡契約を締結しました。本株式譲渡は2023年12月15日に行いました。
 - (7) 当社は、2023年12月11日に、当社が保有する楽天銀行の普通株式について、海外市場における売出しを行いました。
 - (8) 当社は、2024年2月6日に、2027年満期米ドル建シニア債1,800百万米ドルの発行を実施しました。
 - (9) 当社は、2024年1月25日～2024年2月23日午後5時（アメリカ東部時間）に2024年満期米ドル建シニア債の現金対価による公開買付け（以下「本買付け」）を実施しました。
6. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させたものに限る。）の履行の見込みに関する事項
（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社について
本件吸収分割効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況に

ついて、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社について

本件吸収分割効力発生日後のみん就の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後のみん就の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、みん就の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後におけるみん就の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

楽天グループ株式会社（以下「甲」という。）及びみんな就株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第2条に定める対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させる会社分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者）

本件分割における甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社）
商号： 楽天グループ株式会社
住所： 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
- (2) 乙（吸収分割承継会社）
商号： みんな就株式会社
住所： 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、甲の営む就活情報サイト運営事業（以下「対象事業」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、別紙の「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。会社法第759条第2項の規定により甲と乙の連帯債務となった債務がある場合、かかる債務については乙がこれを全額負担するものとする。
3. 本契約において明示的に本件分割による承継の対象として定める債務のほか、本件分割においては甲のいかなる債務（潜在債務、偶発債務、簿外債務を含む。）も承継しない。

第4条（本件分割に際して交付する株式等）

本件分割は無対価とする。

第5条（本件分割に際して増加する乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。但し、本件分割の効力発生日における対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本件分割の手續上の必要性その他の事由により、必要に応じて甲及び乙間で協議の上、本件効力発生日を変更することができるものとする。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲及び乙は、本件効力発生日後において、甲が会社法第21条に定める競業避止義務を負わないことを確認する。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙間で協議の上、決定する。

（以下本頁余白）

本契約締結の証として原本2通を作成し、本契約の各当事者が記名押印の上、各当事者がそれぞれ1通を保管する。

2024年2月22日

甲： 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史 ㊟

乙： 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
みん就株式会社
代表取締役 石角 裕一 ㊟

承継対象権利義務明細表

1. 承継する資産及び負債

A) 本件分割の効力発生の直前時点において甲が有する以下の勘定科目に属する資産及び負債

(1) 流動資産

対象事業に関連する売掛金、貯蔵品、前払費用

(2) 固定資産

なし

(3) 負債

対象事業に関連する買掛金、未払金、預り保証金、前受け金

B) 本件分割の効力発生の直前時点において甲が有する以下の資産

(1) 知的財産権

本件分割の効力発生の直前時点において甲が有する以下の特許権。

No.	特許番号	出願番号
1	5225587	2007-014320
2	5271951	2010-079788
3	5271952	2010-079789
4	5462688	2010-080312
5	5814490	2015-513536
6	6186519	2016-565361

本件分割の効力発生の直前時点において甲が有する以下の商標権。

No.	商標名	登録番号	出願番号
1	キャリマガ	6666166	2022-074602
2	みんな就	5402920	2010-062771
3	みんなのインターン	4992231	2006-027999
4	みんなのインターンシップ	4992232	2006-028000
5	みんなの転職	5006011	2006-025360
6	みんなの就職	5006009	2006-025358
7	みんなのアルバイト	5006008	2006-025357
8	みんなのキャンパス	5006007	2006-025356
9	みんなの仕事日記	5006006	2006-025355
10	みんなの就職活動日記	5006010	2006-025359
11	みんな就キャリアエージェント	5887323	2016-044556
12	みんな就データマッチング	5887322	2016-044555
13	みんな就フォーラム	5887344	2016-048579

(2) 対象事業に関連するコンテンツ及び当該コンテンツに関する権利（ユーザー又は掲載企業のロコミに関する著作権又は使用权を含む。）

2. 承継する契約及びその他の権利義務

(1) 契約

本件分割の効力発生の前時点において、甲が締結している対象事業に係る契約（但し、対象事業以外の事業にも関連する契約については、対象事業に関連する部分に限る。また、労働契約及び以下の契約を除き、本件分割の効力発生時において有効に存在するものに限る。）並びに当該契約に基づく一切の債権及び債務

- ① 対象事業の IT システムに関する契約
- ② 甲の間接部門及びオフィスに関する契約（対象事業の間接部門の業務に従事している派遣労働者（請求書の発行や管理等を行う派遣労働者を含む。）に係る甲と派遣元との労働者派遣契約及びこれに付随関連する契約のうち、甲と株式会社リクルートスタッフィングとの個別労働者派遣契約（契約番号：GB4G854）及びこれらに付随関連する契約を含む。）
- ③ 株式会社 TM-J との間の 2018 年 11 月 13 日付業務委託基本契約書及びこれに付随関連する契約

(2) 労働契約

対象事業に従事する甲の従業員と甲との間の労働契約に基づく契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務は、承継しない。

(3) 許認可等

なし

別紙 2

(資産の部)

流動資産

現金及び預金 1 百万円

資産合計 1 百万円

(負債の部)

-

(純資産の部)

資本金 1 百万円

負債純資産合計 1 百万円